

6. 援助のポイント

(1) 子どもへの援助の原則

保育所や幼稚園とそこに勤務する保育者は、虐待の早期発見に努力することと、虐待の疑いを抱いたときに通告することが義務付けられています。しかし、通告にあたって、虐待の確証を添える必要はありません。つまり、保育所や幼稚園には、虐待の確証を探す義務はないのです。この点について、確実に理解をしておく必要があります。

子ども虐待を受けている可能性が高い子どもを発見するポイントについては、第3部の「2. 早期発見のポイント」に詳しく示されています。

子ども虐待は、さまざまな問題の背景として横たわる家族のありようを意味します。つまり、保育者として、保育所や幼稚園で直面するさまざまな子どもの問題行動の背後には、「子ども虐待」という問題が潜んでいるかもしれないということを念頭においておく必要があります。

ここでは、実際に虐待を受けている子どもと関わる時のポイント、原則について述べていきます。

①子どもの嘘を責めない

虐待を受けている子どもは、つじつまの合わない話をしたり、不自然な言い訳をしたりするなど、嘘をつくことが多いと言われています。そうした嘘の背景には、虐待の事実を親から口止めされていることや、また子ども自ら親を擁護しようという気持ちがあること、事実を話すことで親から見捨てられてしまうのではないかとの不安があることなど、子どもなりの複雑な事情・思いがあります。

虐待を受けている子どもと向き合うときには、こうした子どもが抱える背景や心理に十分配慮することが必要になります。子どもの発言の細かな部分1つひとつについて、答え合わせをするかのように尋問したり、矛盾する点を鋭く指摘したりしないようにして下さい。

大切なことは、子どもが安心・安全感をもって、事実や自分の感情を表現できる環境をまず整えてあげることだといえます。

②他の子どもの前でのかわり

子どもは、非日常的なことに対し、敏感に疑問を持つものです。特定の子が、長い時間保育者から質問を受けていたり、別室に連れて行かれたりすると、「どうして」、「なにかあったの」、「〇〇ちゃん、どうかしたの」などと、単純に疑問を持つことがあります。ですから、虐待の対応をする際には、周りの子どもたちが不自然に思わないような環境設定をする必要があるのです。たとえば、「物を取りに行くから、〇〇ちゃん手伝って」と言って、当該児を保育室や教室の外に連れ出すなどです。このように虐待の対応場面を他の子ども

たちに知られないように配慮するのは当然のことですが、保育者同士の情報交換の際にも注意を払わなければなりません。保育室や教室では、多くの保育者が仕事をしていますが、保育者同士が保育室や教室内で現状確認をしたり、対策を話しあったりすると、子どもたちは敏感にその雰囲気を感じ取ります。保育室や教室では、常に子どもたちの目があることを忘れてはならないのです。また、子どもが当該児の外傷を見つけ、「○○ちゃんのケガ、どうしたの」と聞いてきても、「おうちでケガしたらしいよ」といったように、自然にさりげなく振舞うようにします。

③子どもの前で親のことを悪く言わない

前にも触れたとおり、子どもは例外なく親から愛されたいと強く思っています。たとえ虐待の事実が明らかであったとしても、子どもにとってはかけがえのない親ですから、そのことを否定されると子どもは深く傷ついてしまいます。ひどい虐待の状況を目の当たりにすると、親に対し腹立たしい思いがすることも理解ができますが、一方で子どもには罪はありません。また、虐待を繰り返している親の多くは、親自身も苦しんでいます。子どもがこの不幸な状況からいち早く脱するためにはどうしたらよいか、また新たな不幸を抱え込まないようにするにはどのようにすればよいかということを中心に考え、冷静かつ適切な支援が望まれます。

子ども虐待に対応するということは、単純に子どもを守って保護者を責める、ということではありません。あくまで目標は、「保護者と子どもの関係を支えること」にあることを肝に銘じたいものです。

④子どもへの質問のバリエーション

子どもから話を聴く際に用いる質問には、さまざまな種類があり、それぞれ子どもに与える効果・影響が異なります。質問の種類としては、大きく次の5つに分けることができます。

- | |
|--------------|
| (1) 開かれた質問 |
| (2) 特定された質問 |
| (3) 選択肢のある質問 |
| (4) 誘導的質問 |
| (5) 強制 |

まず「(1) 開かれた質問」についてです。開かれた質問とは、「はい」「いいえ」では答えることができない質問です。一般的に「5W1H」と呼ばれている質問ともいえます。

このタイプの質問は、何を答えても良いという意味において、子どもに主導権を与える質問といえます。子どもの立場にすると、答えるてがかりが最も少ないタイプの質問であるともいえます。そのため、言語発達水準の低い低年齢の子どもにとっては非常に答えに

くい質問になってしまう一面もあります。

しかし、答えの中身については、最も信頼性の高い質問であると言われています。

ただし、5W1Hのなかで「なぜ」という質問だけは、やや例外として考える必要があります。「なぜ」「どうして」という質問に答えるためには、自分が抱えている問題について正確に理解していたり、自分が置かれている状況について現実的に把握していたりする必要があります。しかし、虐待を受けている子どもには、こうしたことを期待することは難しいといえます。「なぜ」「どうして」と質問され続けて、うまく答えることができないでいるうちに、子どもは自分が責められているような気分になってしまう可能性もあります。「なぜ」以外の「開かれた質問」を活用して、子どもに自由に話してもらうきっかけづくりをすることが大切です。

次に「(2) 特定された質問」です。典型的な質問として「はい」「いいえ」で答えられる質問があげられます。特に「部屋で寝ていたときだね?」「痛かったんだね?」など、状況や感情、出来事の順序などを確認するときに使われる質問です。

こうした質問は、確認を主たる目的として用いられることが多いので、こうした質問をする前に、まず前述した「開かれた質問」をして、それに対する子どもの答えを受けて、特定された質問を使うことが一般的です。

特定された質問を何問も続けることは避けた方が良いでしょう。特定された質問が連続して用いられると、質問される側は、誘導されている感覚に陥ります。一つの事実確認を終えたら、また開かれた質問をするように心がけましょう。

次に「(3) 選択肢のある質問」です。これは、開かれた質問をしても黙り込んでしまったり、うまく答えることができなかつたりする子どもに対して有効な質問といえ、質問の跡に、いくつかの選択肢を添える形の質問です。

子どもは、選択肢を示されることによって、答えやすくなります。しかし、同時に、質問する（選択肢を与える）側が、答えの範囲を決めてしまうことにもなります。

例えば「このケガは、誰かに叩かれたの？お母さん？お父さん？」と子どもに質問したとします。もしも、どちらも正解だったり、またはどちらも不正解だったりする場合、子どもはうまく答えることができなくなります。そのため、選択肢を与える場合には、子どもが置かれている状況や、起こったであろう出来事に対する深い洞察が必要になります。

選択肢を与えるといっても「叩かれたの？違うの？」という選択肢では、あまり意味がありません。これは「特定された質問」になってしまっています。

選択肢を与える質問においても、特定された質問と同様に、誘導を避けるため、連続して用いないことが大切になります。

最後に「(4) 誘導的質問」と「(5) 強制」についてです。どちらも、子どもの答えの信頼性が低くなるため、基本的には用いない方がよい質問です。

例えば「お母さんに叩かれたんでしょ？」といった質問は、誘導的質問になります。

また、「話してくれるまで、この部屋からは出れませんよ」といった言い方は、強制にあ

たります。

これら2つのタイプの質問を知らず知らずのうちに使わないよう、心がける必要があります。

(2) 保護者への援助の原則

子ども虐待とは、大人から子どもに対する不適切な「力の行使」です。子どもを育てる中で、大人は時として、子どもに対して強制的なかかわりをします。しかし、適切なかかわり・しつけの場合は、子どもの心の発達に歪むことがないのに対して、不適切なかかわりの中には、子どもの心身の発達が大きく歪んでしまう危険性があります。

ここでは、虐待を行っている保護者へのかかわり・援助の原則について述べていきたいと思えます。

①子ども虐待を行う親を理解しようとする

子ども虐待を行っている親には、ある共通した特徴がみられます。

- (1) 地域の中で孤立している
- (2) 自分や他者に対して否定的な態度をとる
- (3) 他者との関係がもてない
- (4) 子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になりやすい
- (5) 子どもへの態度や言葉が拒否的である
- (6) 子どもへの扱いが乱暴であったり、冷淡である
- (7) 小さな子どもを残して、よく外出している
- (8) 子どもがなつかない、と言う

上にあげた特徴のどれかがあてはまるからといって、イコール必ず虐待を行っているということではありませんが、虐待ハイリスク要因をもつ親として、こうした保護者については、注意深く見守る必要があるといえます。

さらに、虐待のハイリスク要因として、以下の点が挙げられます。

1. 保護者の要因

- (1) 育児以外のさまざまなストレス+育児上のストレス
- (2) リストラや借金など経済的問題、生活基盤の弱さ
- (3) 望まない妊娠・出産
- (4) 若年出産
- (5) 保護者自身の精神疾患や発達障害
- (6) 保護者の人格的問題
- ①子どもに対する不正確な認知

- ②子どもへの依存と裏切られ感
- ③しつけの手段としての体罰ポリシー
- ④社会的な未成熟さ

2. 子どもの要因

- (1) 出生直後のさまざまな疾患
- (2) さまざまな障害の存在
- (3) 容貌など外見的特長
- (4) 態度や性格（頑固など）
- (5) 性別

3. 家族の要因

- (1) 夫婦の不仲、家族内の人間関係の不調（嫁姑関係、きょうだい関係など）
- (2) 夫婦役割と両親役割のバランス
- (3) 子どもとのコミュニケーションの歪み
- (4) 保護者自身の「育ち」の伝達（世代間伝達）
- (5) 近隣からの孤立、親族からの孤立
- (6) ひとり親家庭、複合世代などの問題

これらの要因が重なると、虐待が起こりやすくなります。また、育児ストレスや孤立感・孤独感など、虐待している親自身が、さまざまなストレスを抱え悩んでいるケースが少なくありません。「子どもを虐待する親＝鬼・悪魔のような親」という先入観をできるだけ取り除き、一人の悩み多き人間として捉え、接していく姿勢が必要になります。

②批判的態度は避けること

虐待が疑われる、あるいは虐待をしていることがわかったからといって、その保護者に対して、批判的な態度をとることは避けなければなりません。また「もっとよい親になりなさい」「こういう方法をときなさい」といった指導的なかわりやお説教のようなメッセージは、かえって相手を反発させ、関係が悪化し、さらにはその反発・怒りの矛先が子どもに向かう可能性も高くなります。

上に述べたように、親も子育てのなかで、さまざまな悩みや苦勞、不安を抱えていることが少なくありません。そうした親の苦しい気持ちをまず受け止めることが大切です。そのうえで、親に対して肯定的なメッセージを伝え、良好な関係をつくるのが大切です。また、子どもの怪我などに関する状況確認等の話し合いにおいても、まず保護者から説明を求める態度で臨むと良いでしょう。決めつけは良くありません。こちらが「あなたがやったんでしょ」といった先入観をもっていると保護者がそれを感じてしまった場合、話

し合いをスムーズに進めることは困難になるでしょう。

さらに、その話し合いが、保護者にとって、どのような意義・メリットがあるのかについて、常に考え、伝えていくことが大切です。「用もないのに呼び出され（訪問され）、知りもしないのに説教され、最後は子どもを分離すると言われた」という事態にならないよう、話し合いを進める配慮が必要になります。

なお「虐待」という言葉そのものは、大変刺激の強い表現といえます。安易に使うことは避け、また、それ以外にも、用いる言葉には十分注意する必要があります。なるべく前向きな表現を選ぶようにするとよいでしょう。また、保護者自身から虐待の告白があったときは、「よく話してくれましたね」と受け止め、これからどうしたらよいかについて一緒に考えていこうと伝えることが大切です。

③保育所や幼稚園だけで解決しようとしない

無理に「保育所・幼稚園だけで何とかしよう」「他の機関には知らせず、ここだけで解決しよう」としないことが大切です。責任感の強い保育者ほど「保育所（幼稚園）だけで対応できる限界まで、とにかく頑張る」という姿勢を示す傾向が強いかもかもしれません。もちろん、保育所や幼稚園が果たすべき役割を遂行することは当然のことです。しかし、無理なことまで実行しようとするのは、望ましくありません。保育所や幼稚園だけで解決しようとして、無理に親から事実を聞きだそうとしたり、問いただしたりすることは避けたい方が良いでしょう。虐待が疑われる場合は、必ず児童相談所等の専門機関や市区町村の担当課に相談してください。

児童相談所や福祉事務所への通告（相談）には、特別の手続きは必要ありません。電話、ファックス、メール、手紙等の手段でも大丈夫です。夜間や休日の相談受付窓口が設置されているところもあります。

また、今まさに子どもに深刻な危害が加えられているという場合には、まず警察（110番）に連絡して、子どもの安全を確保して下さい。

④通告をためらわない

保育所や幼稚園は、伝統的に、家庭との協調によって子どもの問題に対応しようという心構えを強くもっていることでしょう。しかし、虐待を親子の利害対立の図式でのみ理解しようとする、「家庭との協調による対応」という方向性と矛盾が生じると感じる事となります。こうしたことが、虐待通告を躊躇したり、保護者と踏み込んだ話をできなかったりする要因になってはいないでしょうか。

保育所や幼稚園は、虐待対応の専門機関ではありません。また、親の養育に対してその是非を判定・評価する機関でもありません。虐待対応において、保育所や幼稚園に最も求められている役割は「家庭を支える地域資源としての役割」です。

親・家庭と保育所・幼稚園との信頼関係は大切です。しかし、それを壊したくないから、

ということを「通告をしない理由」にしてはいけません。虐待通告は、親に対する懲罰的行為ではありません。通告とは、親子の関係を救うための行動です。

⑤家庭訪問の留意点

家庭訪問は、虐待事例への対応において、非常に重要な取り組みといえます。まず、訪問した際に、保護者が飲酒中であつたりして、落ち着いて話をするのが明らかに困難な状態と判断できるときには、無理をせず、後日出直すことにした方が良いといえます。できれば、次にいつ訪問するかを約束し、準備をしておいて下さいとお願いしておくとういでしょう。

もしも、前任者など、その保護者とよい関係を構築することができていた人がいる場合には、あらかじめ、その保護者と接するときのコツなど経験談を聴いておくとも良いかもしれません。

家庭訪問をして、保護者と話をするのができたら、子どもの話題にばかり集中しないよう配慮する必要があります。保護者の方から積極的に、子どもについて話を続けるのであれば問題はありますが、こちらからの質問に答えてもらう形で会話が進む場合、子どものことばかり立て続けに質問することは、知らず知らずのうちに、保護者を追い詰めて、責めるメッセージとして保護者に受け取られるおそれがあります。

家庭訪問を連続して拒絶されるようになった場合には、保育所では所長や主任保育士、幼稚園では園長や副園長、主任といった、より上位の教職員や前担任などと一緒に訪問してみるのも一つの方法です。

ある程度、保護者との関係が構築されてくると、その保護者から他教員や児童相談所の職員等、他の専門職のことを悪く言ったりするようになることもあるでしょう。そうした場合に、「そんなことはない」と罵られている側を弁護すると、保護者との関係が悪化する可能性が高くなります。しかし、だからといって「そうですね」と同意してはいけません。罵りに同意してしまうと、その保護者は、その後の別の場面で、自分の立場や主張を正当化するために「あの保育所（幼稚園）の先生も、児童相談所が悪いと言っていた」などと発言するかもしれません。こうしたことをきっかけに、関係機関間の信頼関係が壊れたり、連携・協力関係が乱れたりすることもあります。なので、こうした場合には、保護者の不平・不満について、弁護・反論も迎合もせず、共感的に聴き続けることが大切です。

また、家庭訪問の際には、掃除の程度や部屋の様子など、さりげなく観察し、記憶するようにしましょう。その後の訪問の際には、前回の訪問からの変化についても同様に観察・記憶するよう心がけましょう。

⑥周囲の保護者への対応

周囲の保護者から「あの子は虐待されているのではないか」という話が持ち上がってきたときの保育者としての対応も非常に重要です。

まず、「子どもを守る」という姿勢を明確に示すことが大切です。周囲の保護者に対しては、情報を伝えてくれたことに感謝の意を伝えると同時に、安易な風評を立てたり、噂にしたりするような態度をとる人には、誰よりもその子どもを深く傷つけることになることを伝える必要があります。

そして、保育所や幼稚園としては、チームを組んで対応に取り組んでいること、必要に応じて外部の専門機関とも連携できる体制であることをきちんと伝えてください。

最後に、できれば当事者となっている保護者の心情にも配慮して欲しいことを伝えられると良いでしょう。自分なりに懸命に行っている育児について他人から責められたり批判されたりしたら、誰でも頑なな気持ち・態度になるでしょう。このことを伝えた上で、あらためて、情報を提供してくれたことについてお礼を述べ、今後も保育所や幼稚園に協力して欲しいとお願いしておくとも良いでしょう。

(3) 一時保護に向けた援助

虐待通告後、児童相談所が「緊急保護が必要」と判断した場合、子どもは児童相談所の一時保護所か児童養護施設や病院等において一時保護されることになります。

一時保護の第一の目的は、子どもの生命の安全を確保することです。単に生命の危険にとどまらず、現在の環境が、子どもの福祉を著しく害していると判断されるときに一時保護の決定がなされます。

①子どもの保育

一時保護中、子どもは幼稚園や学校に通うことができません。一時保護所で保護された場合は、保護所内の担当職員が、子どもの保育や学習指導にあたります。保護所には年齢や興味・関心の異なる子どもが複数いますので、幼児では多くの場合、幼児の発達に応じた保育を行っています。そのため、もし事前に、担当する子どもが一時保護されることがわかったならば、保護期間中に取り組みそうな遊びや興味・関心を持っているものについて伝えておけると良いでしょう。

また、保護期間中に、児童相談所から、子どもが取り組むべき課題内容や、どのような遊びを展開することが有効か、といった相談を受けることもあるでしょう。子どもの遊び機会を十分に保障するためにも、児童相談所との緊密な連携を心がけて下さい。

保育所に通えない期間、子どもは一時保護所で「これから自分はどうなるんだろう」という不安と、保育所に行けない、友達にも会えないという孤独感とで、寂しさやつらさを味わっています。時間が許せば、保護所に顔を出し、クラスの様子などを伝えたりする等して、子どもに安心感を与えてあげて欲しいと思います。

一時保護中の子どもが保育所や幼稚園を欠席している間、他の子どもから、欠席の理由を尋ねられたり、虐待に関するうわさ話が持ち上がったりすることもあります。保護中の子どもが地域に戻ってきやすいように配慮してあげることも必要です。ありのままの事実

を話すことだけが正義ではありません。子どもの立場に立った柔軟な対応が求められます。

②一時保護に関する子どもへの説明

一時保護は、子ども自身の意思に反してでも、あるいは保護者の同意が得られない場合にも、子どもにとって必要だと判断された場合になされる処置です。

まず、子ども本人が帰宅を拒否し、保護を求めている場合については、子どもの話を十分に耳を傾け、子どもに安心感を与えることが大切になります。

一時保護の必要性や一時保護中の生活については、児童相談所の職員から子どもに、具体的な説明がなされますが、それでも、子どもにとっては知らない環境に生活の場を移動することに対する漠然とした不安があるでしょう。ひとりで問題に立ち向かうのではないこと、子どもの幸せや将来のことを真剣に考えている人間が複数いることについて、心を込めて伝えることによって、子どもに安心感と安全感をもってもらえるような配慮が必要です。

次に、子ども本人が、家にも帰りたくないが一時保護も躊躇している場合、もしくは一時保護そのものを拒否している場合です。

虐待を受けてきた子どもは、大人をはじめとする人間に対する不信感を強く抱いていることが少なくありません。そのため、他人に心を開いて本当の気持ちを表現できないことも多くありません。さらに、虐待されるのは、自分が悪い子だから仕方ないと思い込んでいたり、家を出て一時保護されることによって、親から見捨てられるのではないかと不安に思っている場合もあります。保育者は、こうした言葉にできない悲しい気持ちを受け止め、子どもとの共感を大切にしながら、抱きしめるなど包み込むような対応が望まれます。

(4) 施設入所した子どもへの援助

家庭に戻ることが適切でない判断された子どもは、長期間にわたって家庭から分離されることになります。そのときに、子どもの生活の場となるのが、児童養護施設などの児童福祉施設もしくは里親家庭になります。

子どもが乳児院や児童養護施設等に入所した場合は、保育所や幼稚園は基本的に見守る姿勢になります。というのも、子どもは新しい生活環境の中で必死に適応しようと頑張っています。また、施設はその子どものことを第一に考えて、最善の支援プログラムを実施しています。そこへ子どもが寂しくしているのではないかと安易に施設訪問をすると、その支援プログラムの妨げになる可能性もあるのです。むしろ、施設側が最善の支援プログラムを展開しやすいように、必要な情報を共有するなど、施設との連携を中心に考えていくようにします。

(5) 家庭復帰の際の援助

家庭復帰の際、児童相談所から復帰にいたるまでの経過が報告されます。保育者はそれ

に従い、再び不幸な虐待が起きないように、家族支援を中心に支援プログラムを考えていきます。しかし、根本的な問題が解決されていない場合もありますから、経過観察は詳細に行うようにします。特にストレスを抱えやすい親に対しては、子どもの送り迎えの際会話を多くするなど特別な配慮をするようにします。

また、子どもに対しては、保育所や幼稚園の雰囲気早く溶け込むことができるよう、何事もなかったかのように自然な形で接するように配慮します。まだ心の傷が癒えていないことも十分に考えられるので、保育所や幼稚園に戻ってくるまでのことについては、本人が自分から話すようになるまでこちらからは聞かないようにします。他の子どもたちが本人に質問をしようとする場合は、保育者が上手に間に入り、他の遊びに誘うなどなるべくその話題には触れることのないように配慮します。

※ネットワークによる支援について記述

(6) 児童虐待防止プログラム (CAP) について

①CAP のなりたち

CAP(Child Assault Prevention)＝「子どもへの暴力防止プログラム」は、1978年に米国オハイオ州コロンバスのレイブ救援センターで初めて開発・実施されました。以来、全米200以上の都市で、幼稚園から高校までの授業で取り入れられ、100万人以上の子どもたちが学校のCAPプログラムに参加したと推定されます。

1986年にはヨーロッパに伝わり、1988年には中南米でも活動が広がりました。現在では、日本をはじめ、世界16カ国に広がっているプログラムです。

1985年に森田ゆり氏によって、日本に初めてCAPプログラムが紹介されました。

1995年の秋には、東京、大阪、広島等において、CAPを実践する専門家「CAPスペシャリスト」を養成する講座が相次いで開催されました。その後、養成講座は全国各地で開催されるようになり、これまでに北海道から沖縄まで、CAPスペシャリストのグループ数は130以上に増え、多くのおとなや子どもたちが、身近でCAPプログラムを受けることができるようになりました。

その後、1998年には、各グループのネットワークセンターとして「CAPセンターJAPAN」が設立され、2001年には、特定非営利活動法人(NPO法人)「CAPセンターJAPAN」となって現在に至っています。

CAPスペシャリストは、子どもたち自身が人権意識をしっかり持ち、暴力から自分を守るための知識や技能(スキル)をもつことを願って、CAPの普及活動を各地で展開しています。この活動はマスコミにも多く紹介され、社会の信頼を得ながら、着実に広がってきています。その中で、行政から支援を受けて、学校や幼稚園の授業の中で、CAPプログラムを取り入れているところもあります。

②CAP プログラムの種類

CAP は、「エンパワメント」「人権意識」「コミュニティ」の3つの考えを柱にした、子どもへの暴力防止及び人権教育プログラムです。

CAP プログラムには、以下のような種類があります。

<p>◆CAP 就学前プログラム</p> <p>○子どもワークショップ</p> <p>○大人ワークショップ</p>	<p>15人程度 約20～30分×3日間&トータル30分</p> <p>保護者向けワークショップ（2時間程度）</p> <p>教職員向けワークショップ（2時間程度）</p>
<p>◆CAP 小学生プログラム</p> <p>○子どもワークショップ</p> <p>○大人ワークショップ</p>	<p>クラス単位（40人以下）約60分×1日&トータル30分</p> <p>保護者向けワークショップ（2時間程度）</p> <p>教職員向けワークショップ（2時間程度）</p>
<p>◆CAP 中学生暴力防止プログラム</p> <p>○子どもワークショップ</p> <p>○大人ワークショップ</p>	<p>クラス単位 約100分×2日間&トータル30分</p> <p>保護者向けワークショップ（2時間程度）</p> <p>教職員向けワークショップ（2時間程度）</p>
<p>◆CAP 児童養護施設プログラム</p> <p>○子どもワークショップ</p> <p>○施設職員ワークショップ</p> <p>○地域セミナー</p>	<p>A 施設職員ワークショップのみ</p> <p>B 施設職員ワークショップ & 子どもワークショップ</p> <p>C 施設職員 & 子どもワークショップ & 地域セミナー</p> <p>D 地域セミナーのみ</p>

現在、開発中のプログラムとして、「障がいのある子どもへのCAPプログラム」があります。

注12：「子どもの笑顔を守るために-児童虐待防止にむけた保育所の取り組み事例集」p12

子ども虐待対応ガイドライン

～小学校・中学校教職員、放課後児童クラブ支援者のために～

平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）
「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」
（主任研究者：才村 純）

目 次

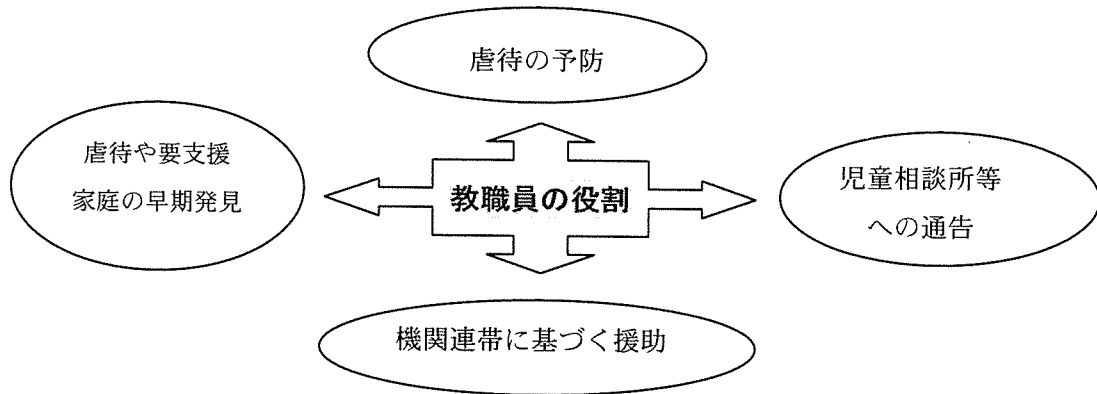
ガイドラインの概要	3
第1部 子ども虐待を理解する	20
1. 虐待とは	21
2. 虐待としつけの関係	23
3. 虐待の種類	25
4. 虐待の現状	31
5. 虐待はなぜ増えているのか	38
6. 虐待はどうして起きるのか	39
7. どのような家庭に虐待は起きやすいのか（虐待のハイリスク要因）	41
8. 虐待は子どもにどのような影響を及ぼすのか	45
9. 発達障害と子ども虐待	48
10. 社会は子ども虐待をどう受け止めてきたのか	51
第2部 虐待から子どもを守るための制度	53
1. 虐待を受けた子どもを守るための制度的仕組み	54
2. 虐待防止制度と学校の役割	58
3. 児童相談所とは	64
4. 児童福祉施設とは	67
5. 里親とは	69
6. 虐待に対応するその他の機関	73
7. 虐待防止ネットワークとは	77
8. 虐待に対する国の取組みと各種事業	80
第3部 虐待への対応	88
1. 教職員の役割	89
2. 早期発見のポイントー虐待を疑わせる兆候ー	93
3. 虐待が疑われる場合の対応	95
(1) 学校としてどこまで介入すべきか	95
(2) 子どもへの対応	97
(3) 保護者への対応	101
4. 通告について	106
(1) 通告とは	106
(2) いつどこに誰が通告するのか	106

(3) 通告には正式な書類が必要か	109
(4) 通告にあたってどのようなことを伝えるか	110
(5) 通告した後はどうなるのか	112
(6) 守秘義務と個人情報保護の関係	115
(7) 通告することを上司に止められているが	116
(8) 保護者との対立を避けたい	118
(9) 通告をした後は何をすればいいのか	120
5. 校内の対応体制と機関連携	121
(1) 校内の相談体制	121
(2) 校内の進行管理	126
(3) 教育委員会との連携	130
(4) 関係機関との連携	132
(5) 研修	139
6. 援助のポイント	143
(1) 子どもへの援助の原則	143
(2) 保護者への援助の原則	146
(3) 一時保護に向けた援助	150
(4) 施設入所した子どもへの援助	151
(5) 児童虐待防止プログラム（CAP）について	153
放課後児童クラブを支えている人たちへ	155

ガイドラインの概要

1. 小学校・中学校教職員の役割

学校は、子どもや保護者にとってきわめて身近な機関であり、虐待を早期に発見できるなどさまざまな利点を有している。虐待の防止に積極的な役割を果たしていくことが教職員に求められている。



虐待の予防

人権意識の涵養を図る

- ・ 人権と個性を尊重
- ・ 授業内に虐待問題を取り込む

暴力から自らを守る知識や技術を教える

- ・ CAP等の導入

乳幼児と触れ合う機会を設ける

- ・ 異年齢児交流事業

保護者に対して虐待防止を啓発する

- ・ 虐待に関する研修会
- ・ 虐待防止のチラシ・リーフレットの配布

虐待や要支援家庭の早期発見

- ・ 虐待の兆候を見逃さない (→第3部 2.「早期発見のポイント」)
- ・ 虐待を疑ったら、一人で抱え込まずにまず相談

児童相談所等への通告

- ・ 虐待の疑いのある子どもに気づいた場合は児童相談所等へ通告する。

機関連携に基づく援助

- ① 児童相談所等への相談を保護者に勧める
 - ・ 児童相談所等と事前に綿密に打ち合わせを行い、役割分担をする。
- ② 調査や保護における児童相談所との連携
 - ・ 情報を正確に伝える。
 - ・ 外傷等は写真に撮り記録として残す。
- ③ 虐待を受けた子どもへの配慮
 - ・ 子どもの置かれた環境や心理面の理解
(→第3部 6. (1)「子どもへの援助の原則」)
- ④ 親子分離された子どもへの援助
 - ・ 一時保護所や施設を訪問し、子どもに安心感を与える。
- ⑤ 虐待防止ネットワークへの参加
 - ・ 虐待の解決は一つの機関だけでは不可能
(→第2部 7.「虐待防止ネットワークとは」)

2. 早期発見のポイント（虐待を疑わせる兆候）

子どもの様子

- ① 不自然に子どもが保護者に密着している
- ② 子どもの反応が乏しく、笑顔が少ない
- ③ 子どもが保護者を怖がっている
- ④ 体重・身長が著しく年齢相応でない
- ⑤ 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある
- ⑥ 年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響が見られる
- ⑦ 子どもに無表情・凍りついた凝視があったり、ぼんやりしていることが多かったりする
- ⑧ 子どもと保護者の視線がほとんど合わない
- ⑨ 子どもの言動が乱暴で他者とうまく関われない
- ⑩ 服装の下などの見えない部分をはじめとして、不自然な傷や同じような傷がある
- ⑪ 自分は生まれてこなければよかったというような自己否定の言葉を発する
- ⑫ おやつや給食に対し異常なほどの食欲を示し、何度もおかわりを要求する
- ⑬ 人間や動植物、あるいは物に対しての攻撃性が強く、その理由もはっきりしないことがある
- ⑭ 衣服や身体、髪の毛がいつも不潔である
- ⑮ 何日間も同じ衣服を着ている
- ⑯ 連絡や理由もなく、長期にわたって学校を欠席している
- ⑰ 貧血など栄養失調状態がある

保護者の様子

- ① 子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない
- ② 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- ③ 「いくら言い聞かせても言うことを聞かない」「反抗的で困る」など子どもに関する否定的な言葉が目立つ
- ④ 保護者が子どもの養育に関して拒否的、あるいは無関心
- ⑤ 絶え間なく子どもを叱る・罵る
- ⑥ 保護者がアルコール・薬物依存症である
- ⑦ 保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている
- ⑧ 保護者が医療的な援助に拒否的、あるいは無関心
- ⑨ 保護者に働く意志がない
- ⑩ DVなど、夫婦間の関係性が著しく悪い
- ⑪ しつけに偏るなど、極端な養育方針を持っており、他者のアドバイスに耳を貸さず逆に興奮して攻撃性を発揮する

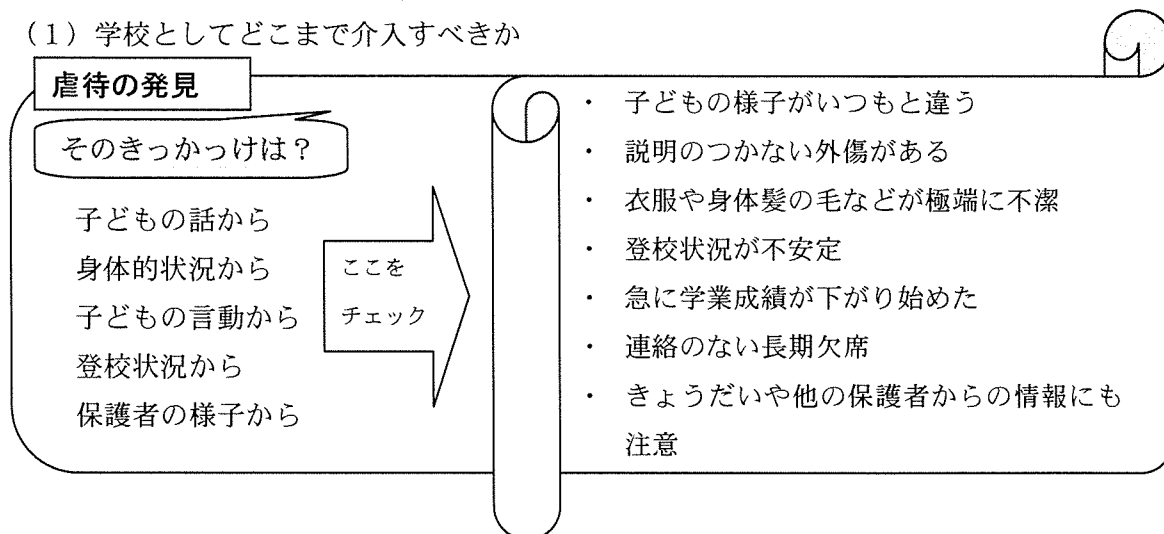
生活環境

- ① 家庭内が著しく乱れている、あるいは不衛生である
- ② 不自然な転居歴がある
- ③ 家族・子どもの所在がわからなくなる
- ④ 過去に虐待歴がある
- ⑤ 家庭内の著しい不和・対立がある
- ⑥ 経済状態が著しく不安定

日本子ども家庭総合研究所編(2005)「子ども虐待対応の手引き」有斐閣より一部改変

3. 虐待が疑われる場合の対応

(1) 学校としてどこまで介入すべきか



<質問> どのような経緯で虐待を把握されましたか？

	子どもの話	身体的状況	子どもの言動	登校状況	保護者の様子
小学校	33.0%	44.5%	34.8%	22.5%	21.7%
中学校	46.5%	34.8%	39.6%	26.7%	21.4%

事実の確認

- ・ 子どもが話しやすい雰囲気や常を作ることが重要
- ・ たった一つの情報では虐待かどうか決定できない
- ・ どのように家庭へ接触して情報を収集するか
(→第3部 5.「校内の対応体制と機関連携」)
(→第3部 6.「援助のポイント」)

学校としてどこまで介入するか

学校の介入は、子ども自身と家族に限定する

「子どもが家庭内で安全であるか」「保護者が適切に養育を行っているか」の2点から介入すべきかどうかを判断する。



- ・ 踏み込んだ情報収集は市町村や児童相談所に相談する
- ・ 家族関係の調整などの直接的な介入や、保護者が介入に拒否的な場合は学校単独では対応しない

(2) 子どもへの対応

* 虐待を受けた子どもへの対応は難しい

- ・「虐待を疑っていること」を伝える

(例)『あなたが、家で叩かれたり、ひどい扱いを受けているのではないかと心配している』

- ・「安全であること」を伝える

子ども自身がリラックスできる雰囲気を作り、担任や養護教諭など顔なじみで安心できる人が話しをするなどの配慮をする。

虐待種別による対応

- ・身体的虐待の場合

傷やあざの手当てを行う。記録として残す(写真など)。

原因を追究するより子どもに安心感を与えることを優先させる。

- ・性的虐待の場合

子どもの辛さを受け止め、安全を保障しながら話を十分に聞く(同性の職員が対応する)。

できるだけ早く児童相談所に連絡する(事実確認は非常に困難)。

- ・心理的虐待の場合

保護者の状況や子どもの不適応行動(行動が乱暴・落ち着きがない・自傷行為がある等)から発見されることが多いので、子どもの行動の背景を探る。

- ・ネグレクトの場合

身の清潔の確保と栄養の補充を優先する。

健全な生活の習慣を作る。